

議案第128号

松阪市飯南総合交流ターミナル施設「茶倉駅」条例の制定について

松阪市飯南総合交流ターミナル施設「茶倉駅」条例を次のように制定する。

令和4年11月21日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市飯南総合交流ターミナル施設「茶倉駅」条例

(設置)

第1条 松阪市は、地域の豊かな自然環境をはじめとする地域資源を生かした観光情報の発信による観光交流人口の創出及び地域特産品の振興や地域雇用の創出による地域経済の活性化を図るとともに、道路利用者の利便性の向上を図ることで、地域振興に寄与するため、松阪市飯南総合交流ターミナル施設「茶倉駅」（以下「施設」という。）を設置する。

名称 松阪市飯南総合交流ターミナル施設「茶倉駅」

位置 松阪市飯南町粥見 452 番地 1

(事業)

第2条 施設は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 道路利用者のための休憩機能に関すること。
- (2) 道路情報、観光情報等の発信・提供機能に関すること。
- (3) 活力ある地域づくりを行うための地域連携機能に関すること。
- (4) 農林水産業及び地域特産品の振興に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(休業日)

第3条 施設の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に定めることができる。

- (1) 火曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日
- (2) 12月29日から翌年1月1日まで

(利用時間)

第4条 施設の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の制限)

第5条 市長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、利用を拒否し、又は退出を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他管理上支障を来すおそれがあると認めるとき。

(損害賠償)

第6条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設の建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第7条 施設の管理は、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年松阪市条例第9号）第6条第1項の規定に基づき市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第2条に規定する事業に関する事。
- (2) 施設の利用に関する事。
- (3) 施設の維持管理に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第3条及び第4条中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(松阪市リバーサイド茶倉条例の廃止)

3 松阪市リバーサイド茶倉条例（平成17年松阪市条例第340号）は、廃止する。

(経過措置)

4 前項の規定による廃止前の条例の規定により課した、又は課すべきであった利用料金の取扱いについては、なお従前の例による。